

令和5年度 第5回福祉サービス部会 会議録

日 時 令和6年3月26日(火) 13:30~15:00
場 所 美馬市役所北館 103 会議室
参加機関 美馬市長寿・障がい福祉課、つるぎ町福祉課、
相談支援センターイノセント、障害者支援センターかしかおか
地域活動支援センターまいか、ケアサービス光、ハートこあら、
うだつ介護センター、有限会社コスモス、ケアセンター大和、
美馬市社協協町ホームヘルパーステーション、障害者支援センター小星園

議 題

1、自立支援協議会の仕組みについて

- ・美馬市長寿・障がい福祉課 宇山氏、相談支援センターイノセント 田岡氏より説明をいただく。

2、意見交換会

○訪問時に留守であり、キャンセル時のヘルパーの交通費について

キャンセル料やヘルパーの交通費を行政が支払う制度はない。各事業所が契約書にキャンセル時の料金について記載し、説明を行えばキャンセル料を徴収することは可能である。

○通院等乗降介助の「等」についての行政の解釈について

散髪が「等」に含まれる市町村もあるが、美馬市・つるぎ町では散髪は含まれない。各市町村によって「等」の解釈が異なるため詳しく伺うが、確実な返答ができないとのことなので後日返答をいただく。

○通院等乗降介助と通院等介助や移動支援の組み合わせについて

それぞれ別の算定となる為、複数を組み合わせることは出来ない。通院後に買い物に行く場合は、一度自宅まで送迎するか、病院から店までは自費で店から自宅までを移動支援にする事はできる。

○車両トラブル時の対応について

急なトラブルについては、代替して先にサービスを行い契約を後にする事はできるが、担当の相談支援専門員に連絡し調整を依頼する。

○乗り合わせの請求時に時間がかぶるのではないのか

請求は利用者様ごとに行うので、乗り合わせで利用時間が重なっても問題はない。しかし、乗り合わせを行っている事業所は少ない。その理由としては、乗り合わせ時に他の利用者を待たせてしまうことや、距離によって利用料金が違うため、一緒に乗っていても料金に差が生じ納得いかない利用者が出てくるのではないかな等の理由があった。

○通院等乗降介助の場合、付き添いの同乗はできないのか

相談支援専門員が付き添いの必要性をケアプランに記載すれば、付き添い者が同乗しても問題はない。

3、意見交換会の反省会

- ・ヘルパー事業所からご回答いただいた内容について、事前に各事務局に周知していた方がよりスムーズに進行できたのではないかと感じた。
- ・本来の趣旨から外れた内容（請求等）の質問が多かった。
- ・ヘルパー事業所から意見を聞いたのは良かったと思う。今後の地域課題に繋がっていくと感じた。
- ・実際にサービスを行っている方からの貴重なご意見をいただき、有意義な意見交換会となった。

3、情報交換・その他

美馬市長寿・障がい福祉課 宇山氏より

- ・令和6年4月からの報酬改正の届出や変更届けについて
- ・新しい加算については相談支援部会で説明をいただく

4、次回開催について

日時：令和6年5月28日（火）13：30～15：00

場所：美馬市保健センター2階 母子指導室